

高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施について

1. 趣旨

高齢者の医療の確保に関する法律の規定に基づき、山形県後期高齢者医療広域連合が行う「高齢者保健事業」と、市が実施する国民健康保険法に規定する「高齢者の心身の特性に応じた事業」及び、介護保険法に規定する「地域支援事業」を一体的に実施するもの。

山形県後期高齢者医療広域連合が実施する「高齢者保健事業」の一部を、住民により身近な立場から、市に委託して実施することとされており、後期高齢者の心身の多様な課題に対応し、きめ細やかなサービスを提供すること、また、介護保険や国民健康保険の保険者としての保健事業等と連携して取り組むことが示されている。

国からは、遅くとも令和6年度まで全市町で実施するよう求められている。

2. 事業の概要

市においては、以下の事業を実施することとなっている。

- (1) 国保データベース（健診・医療・介護データを個人単位で突合できるシステム、「KDB」等を活用した地域の健康課題の整理・分析、対象者の把握
- (2) 医療関係団体等との連絡調整
- (3) 高齢者に対する支援
 - ① 高齢者に対する個別的支援（ハイリスクアプローチ）
 - ② 通いの場等への積極的な関与等（ポピュレーションアプローチ）

◆事業の実施にあたっては、企画・調整・分析・評価等を行う医療専門職（保健師等）を配置して、進捗管理、実績集約・評価、各種報告等を行う。

3. 本市の目的等

生活習慣病等の重症化予防と、生活機能低下を防止する取り組みを一体的に実施することにより、高齢者が自立した生活を送り、健康寿命の延伸、生活の質（QOL）の維持向上を図ることを目指す。

4. 具体的な取り組み等

日常生活圏域の2圏域（対象圏域は未定）を対象として、(1) (2)を実施する

	(1) 高齢者に対する個別的支援 (ハイリスクアプローチ)	(2) 通いの場等への積極的な関与等 (ポピュレーションアプローチ)
対象者	山形県後期高齢者医療広域連合「重症化予防訪問指導事業」の基準に従い、健診結果のデータ高値者から10人程度を抽出	既存の通いの場を選定（20～30人を想定）
内容	3か月間に3回程度、個別面談を実施	6か月を1クールとし、健康教育・健康相談を実施
従事者	管理栄養士、歯科衛生士、保健師等	理学療法士、管理栄養士、歯科衛生士、保健師等

5. 費用負担等

- (1) 企画・調整や分析等を担当する医療専門職の人的費として市町村毎に5,800千円を上限に交付される。
- (2) その他の経費として、日常圏域毎に、旅費、需用費、役務費、使用料及び賃借料、物品購入費等として、500千円を上限に交付される。

6. 県内主要市町の状況等

[実施済み] 令和2年度：天童市、令和3年度：村山市、金山町

[実施予定] 令和4年度：山形市、鶴岡市、米沢市、尾花沢市、寒河江市等13市町

[開始時期未定] 新庄市

・令和4年度は、県内の1/3を超える市町が取り組む予定となっており、全国的には令和3年度中に全体の約5割の市町村で実施する予定

7. 健康福祉部としての考え方

- (1) 令和2年度から健康福祉部内（介護保険課、国保年金課、健康課）にワーキンググループを設置し、市民の健康寿命の延伸、QOLの維持向上及び医療費削減に資するために、本事業を推進する計画策定等の検討に取り組んできた。
- (2) 令和4年度からは、事業の企画・調整・分析・評価等を行う医療専門職（保健師を想定）を健康課内に1名配置し、行政（介護保険課、国保年金課、健康課）や医療機関、地域包括支援センター等との連携により事業開始を目指したい。